

一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方について

令和元年 11 月 1 日
一般社団法人
全国スーパーマーケット協会
大熊 茂

第 6 回の検討会にあたって、次の意見書を提出いたします。

弊全国スーパーマーケット協会会員事業者様のご協力を頂き、下記 6 事業者様より意見提出いたします。

(食品スーパー 3 社、食品問屋 1 社、食品メーカー 1 社、食品輸入商社 1 社
計 6 社)

論点 1 一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方

- ・お客様から添加物の問い合わせを受けることはほとんどないこと、プリンターラベルの文字数制限、経費の点から現状通りの表記方法を要望します。(食品スーパーS 社)
- ・消費者への分かり易さ、企業の経費負担の観点から 一括名表示や簡略名等横断的な表示方法を増やして頂きたい。(食品スーパーI 社)
- ・物質名の表示は、表示内容が複雑化し事業者・消費者の混乱を招くと思われるので一括名表示、簡略名等は現状維持で良いのではないか。(食品スーパーY 社)
- ・事業者が正確な食品表示を作成する責務を果たすうえで、現状急ぎ改善が求められる制度では無いものと考えます。(食品問屋)
- ・現行の基準に従って表示作成のシステム化をしており、表示形式を大きく変更しないことが望ましいです。(食品メーカー)

論点 2 用途名表示の在り方

・食品添加物の物質名は消費者にとって分かりづらいため、用途名を併記することは必要であると考えます。(食品スーパーS社)

・物質名併記は文字数が増えることで、消費者にとって分かり難くなる可能性がある。増粘多糖類のようにまとめられるルールにすることや、使用目的・効果を表した一括表記方法になることを希望します。(食品スーパーI社)

・物質名だけを記載する方法は添加物の使用意図が分からず、一般消費者に不安を助長させてしまうのではないのでしょうか。(食品スーパーY社)

・添加物の用途名＋物質名表記は事業者にとって、製品における添加物の使用目的の正しい認識に資する表示制度と思われれます。(食品問屋)

・現行の基準に従って表示作成のシステム化をしており、表示形式を大きく変更しないことが望ましいです。(食品メーカー)

・現行通り、物質名と用途名の併記継続を希望します。現行の8種の表示併記は、添加物がどのような用途(利用目的)で使用されているのか、消費者の関心が高いと考えます。(食品輸入商社)

以上

提出資料 20191024-1

論点 1、2 に関する意見について

(一社) 全国スーパーマーケット協会会員

分類：食品小売業 S 株式会社

文責：品質管理部（上級食品表示管理士）

添加物表示の改正に伴う事業者としての意見

論点 1 今後の一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方について

弊社では、弁当や惣菜、寿司などの加工食品を店舗で製造・販売しています。商品にラベル表示している添加物情報について、お客様から問い合わせを受けることはほとんどなく、現状の一括表示名で消費者が分かりづらいと感じている実感はございません。

しかし、弊社で食品表示を作成する際に添加物の名称以外に別名、簡略名、類別名等の様々な名称があり、その結果、取引先によって製品規格書の添加物の記載名が異なります。同じ物質の食品添加物であっても、複数の表記方法があることは、私たち食品表示を作成する事業者側にとっても、消費者にとっても、分かりづらいものであると感じています。

また、食品スーパーマーケットで作成しているプリンターラベルには文字数制限があり、弊社で採用しているプリンターラベルは 360 文字を超えると、表示ラベルが作成できなくなってしまいます。そのため、すべての添加物を物質名で記載をすると、文字数制限により表示ラベルが作成できなくなる可能性があります。

文字数制限の問題を解決するために、最新型の値付け機に入れ替えるとなると、経費がかかるため、弊社にとっては店舗の経営に影響を及ぼす大きな経費負担となることが懸念されます。

上記の理由から、食品添加物の一括名表示については、現状通りの表記方法を要望致します。また、添加物に関して消費がいつでも簡略名・類別名について分かるように、誰もが気軽にアクセスできる食品添加物データベースの整備 = 添加物のトレーサビリティシステムの仕組みづくりを要望致します。

論点 2 用途名表示の在り方について

食品添加物の物質名は、消費者にとって通常の食生活では馴染みのない名称も多いことから物質名のみでは分かりづらいため、用途名を併記することは必要であると考えます。

用途名についても、その食品添加物がどのような用途目的で使用されるものであるかを簡易に調べることができる食品添加物データベースの整備 = 添加物のトレーサビリティシステムの仕組みづくりをを要望致します。以上

提出資料 20191024-2

論点 1、2 に関する意見について

(一社)全国スーパーマーケット協会会員
分類：食品小売業 I 株式会社
文責：品質管理室（上級食品表示管理士）

添加物表示の改正に伴う事業者としての意見

・論点 1 今後の一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方について

現在の食品添加物表記方法である一括名表示、簡略名・類別名表示は文字数を減少させることや消費者に分かりやすくする意味合いでも非常に重要な手段と認識しています。

栄養成分表示の義務化などにもない表示できる枠が現実的に減少している中、もし今後、物質名の記載義務が増加すれば、表示枠内に記載することが困難になります。また、用途が同じでも他の物質に変更するたびに包材の変更が必要となることも考えられます。加工食品では非常に多くの複合原材料が使われるケースがありますので、その原料メーカーの添加物がたとえ、同一用途を目的として使用されていた場合でも、使用物質が変更になれば、最終表示責任者の表示は変更することになり、包材費用が企業の負担になると予想されます。

消費者への分かりやすさと企業の経費負担の観点からも物質名を表記することは難しいので、一括名表示や簡略名などの横断的な表示方法を増やしていただきたいと思えます。

・論点 2 用途名表示の在り方について

用途名表示は消費者に対して、どのような使用目的や効果のある添加物なのか判断しやすい記載方法と思われるが、ビタミンCなどは同じ物質にもかかわらず、酸化防止剤としてのビタミンCと栄養強化目的のビタミンCとでは記載義務があるものとそうでないものがあり、同一物質でも記載に違いが生じている。

物質名を併記することに関しては、ほぼ全ての物質を併記することが義務付けられているため、商品によっては表示に関する文字数が増える。文字数が増えることで、伝える情報の記載スペースが少なくなり、消費者にとって分かり難くなる可能性がある。

物質名を増粘多糖類のようにまとめられるルールにさせていただくことや使用量が制限される食品添加物以外は物質名の記載をせず、使用目的や効果を表した一括表記方法になることを希望します。

以上

提出資料 20191024-3

論点 1、2 に関する意見について

(一社) 全国スーパーマーケット協会会員

分類：食品小売業 Y 株式会社

取り纏め：店舗運営部 (上級食品表示管理士)

添加物表示の改正に伴う事業者としての意見(複数)

論点 1 今後の一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方について

- ・物質名までの表示は必要なく、簡略名の表示で良いと思います。消費者は何の目的で使用されているかがわかる用途名の表示がされていれば良いと思います。(本社店舗運営部 責任者)
- ・事業者側としては、これまで通りの表示方法で十分だと思います。お弁当等の裏面ラベルについては今後の検討課題ですが、ラベルサイズなども大きくなり、外観からより商品が見えることも大切だと思うからです。(店舗次長)
- ・物質名での表示は、表示内容が複雑化し事業者や一般消費者の混乱を招くと思われます。ラベルの作成・貼付が困難な場合が増えると推測され、事業者にとっては現実的ではないように感じます。そのため一括名表示や、簡略名等の表示は現状維持で良いのではないのでしょうか。(店長)
- ・表示ラベル内に個別の添加物名を全て表示した場合、情報が多くなり、命に係わる義務表示が埋もれてしまい、分かりづらくなってしまふおそれがあると思います。また、すべて表示するとしても添加物の使用については A D I を満たしているので任意でも良いと思ひ、表示義務ではなく、表示責任者が口頭で説明できればよいのでは、と思ひます。さらに、必要な人には詳細な添加物名が分かるように、ラベルに Q R コードを付けて、いつでも閲覧できるようにすることを希望します。(本社青果部 S パイヤー)
- ・用途名も同様で現状の 8 種類で良いと思います。多くの情報をのせても表示内容を確認するだけで大変になってしまい、情報過多になることで購入する際の判断材料としてはむしろ混乱を誘うのではないかと、思ひます。(本社惣菜部 T パイヤー)
- ・現状の表示方法が望ましいと思ひます。物質名まで表示すると細かくなり過ぎて余計わかりづらくなってしまふのではないかと、思ひます。お弁当のように食材が多数使用されている商品を物質名で表示すると商品ラベルが長く(大きく)なり確認するだけでも大変になってしまい、その場で購入する判断材料にはならないのではないかと、思ひます。実際、お客さんがお弁当等の商品を購入する際は、お弁当に入っている食材や価格を確認して購入されるお客さんがほとんどだと思ひます。物質名を表示して商品ラベルを長くすると、その中身(食材)を隠してしまひお客様のニーズとは反することになってしまふのではないかと、思ひます。(見たいものが見えなくしてしまふ)

また、微量しか使用されていない添加物がメインになっている商品イメージになってしま
うのではないかと思います。(添加物を販売しているようなイメージ)

個人的に現在は仕事上、気にするようになりましたが、それまではあまり意識して添加物
を確認する事はありませんでした。(日本の食品が安全だと思っている為)

また表示を詳細にする前に、まだ現状で食品表示に取り組めていない事業者さんも多数い
るのではないかと思います。(本社惣菜部 K バイヤー)

論点 2 用途名表示の在り方について

- ・一括名表示、用途名表示ともに現状のままで良いと思います。この業界に30年以上勤
務していますが、今までに商品の内容の表示でお客さんから質問されたことは、アレル
ギー物質が2~3件で、それ以外はありません。今以上の表示を多くの消費者の方が必
要としているのでしょうか?と疑問になる時があります。来年には栄養成分表示も義務
化になり、現状のプリンター等の機械では対応が出来ない場合は、買い替える必要があ
ります。さらに、消費増税もあるため食品表示改正等に関わる諸費用で莫大な費用が掛
かることが予想されます。また、食品添加物を敏感に気にされる消費者が、市販のお弁
当やお惣菜等を購入されるのでしょうか?という点も疑問があります。表示が増えれば
ラベルも大きくなり、中身の見えないお弁当やお惣菜になり、消費者にとって不安材料
の方が大きいと思います。また、ゴミも増えます。食品表示改正となれば、当然、表示
に関わる仕事が増えます。我々中小企業は、専属の食品表示管理部署はなく、衛生管理
等を含めて他の多くの仕事もしなくてはなりません。また、来年からは働き方改革で、
残業も年間360時間以上は認められなくなります。消費者の命を守ることは最も重要
な事ですが、我々の生活も守らなければなりません。出来る限り労働時間を減らし、売
上、利益を確保しなければなりません。消費者の命に係わる表示が、適正に分かりやす
く表示されていれば問題はないと思います。食品添加物は危険!身体に悪い!というイ
メージを与えるよりも、食品添加物を適正に使用することで、食中毒等のリスクを大幅
に削減しています!という事実を伝えるべきだと思います。(本社店舗運営部責任者)
- ・現行制度のままでも消費者に伝えなくてはならない情報量は十分に伝えられていると思
います。このままの制度の方が情報量の点で混乱しないと思われま。 (店舗次長)
- ・すべての物質名を記載する方法は添加物に対しての一般消費者の不安を増長させてしま
う恐れがあると懸念されます。または物質名だけを記載する方法はその商品に対して添
加物がどのような意図で使用されているのかが分からず、不安を増長させてしまうの
ではないでしょうか。消費者や事業者の添加物に対する理解を深める為にも、用途名の併
記は必要だと思います。(店長)
- ・現行の用途名と物質名併記で充分だと思います。むしろ用途名を表示しないと一般消費
者や一部の事業者には理解できないことにより不安を助長し混乱するのでは、と予想さ
れます。(本社青果部 S バイヤー)

- ・ 現行の一括名で表示した方が良いと思います。実際に商品を毎日販売している立場の側から見ても、用途名、物質名の表示ではわかりづらく、買う側の消費者には、よりわかりづらく、購買意欲を失ってしまう恐れがあると思います。全てを表示することは大切ですが、現状はそれほど消費者は求めていないように思えます。大切なことは、間違えのない適正な表示を毎日、行っていくことだと思います。(本社惣菜部 T バイヤー)
- ・ 用途名も同様に現状の 8 種類が良いと思います。多くの情報を記載しても確認するだけで大変になってしまい、購入する判断材料にはならないのではないかと思います。(本社惣菜部 K バイヤー)

(一社) 全国スーパーマーケット協会賛助会員

分類：総合輸入業者

文責：本部品質管理機能部署（上級食品表示管理士）

添加物表示の改正に伴う事業者としての意見

記

(前提としての考え方)

- ・ 表示で優先すべきは、なにより安全性に係る事項と考えます。アレルギーとして指定される原材料も今後さらに増加することが予想され、且つ栄養成分表示の義務化、原料原産地表示の義務化で現時点でも今後更なる義務表示事項の増加が予定されています。
- ・ 一方で消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のために、添加物表示は重要ですが、個々人により優先度は異なると考えます。

論点 1 今後の一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方について

意見：現行の一括名表示、簡略名・類別名表示継続を希望します。

理由：

「物質名」は指定添加物を中心に消費者に馴染みのない名称が多く、物質名を見ても合理的な食品選択の確保に資するとは考えられず、むしろ消費者には判りづらい表示になると考えます。(カタカナの長い物質名等より)一括名の方が消費者にとって判りやすいと考えます。

個食の浸透による容器包装の小型化や、栄養成分表示や原料原産地表示等消費者の食品選択の機会の確保に係る表示が義務化され、表示スペースがますます限られる中、一括名、簡略名・類別名をやめた場合、表示文字数やスペースの問題から、調理法やアレルギー等の安全性に関わる表示が目立たなくなることを危惧します。

食品関連法令が全般的に国際的ルールとの整合性を重視している中、表示もコーデックス等に沿った形に変更していった方が良いという考え方は理解します。一方、やの通りはたして日本の消費者の為になるのか、最優先とすべき安全性の表示に問題はないか、等日本固有の問題にも目を向ける必要があると考えます。

食品関連事業者の実行可能性の観点から考えると、今後数年で食品表示のルールがさらに変更となる予定であり、経過措置期間のバラバラな中、更に添加物表示のルールを変更することは負担が大きいと考えます。

容器包装への表示だけに拘らず、今後ますますインターネットが普及・高速化する中、PC やスマートフォンから、より具体的な添加物等の情報が取れる環境を整備することも一案

と考えます。(事業者の実行可能性の観点から飽く迄「任意」)
現行制度ルールそのもの、及び現行制度となった経緯・理由について、行政から消費者への丁寧な説明・周知を希望します。

論点2 用途名表示の在り方について

意見：現行通り、物質名と用途名の併記継続を希望します。

理由：

現行の8種類の物質名と用途名の表示併記は、添加物がどのような用途(利用目的)で使用されているかと物質名共に消費者の関心が高いと考えます。消費者の判りやすさからも、変更すべき特段の理由も見当たらず、現行通りで良いと考えます。

但し、増粘安定剤については、物質名まで消費者が必要としているかは、再検討に値すると考えます。

国際ルールに合わせて、物質名のみを表示とする場合、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保の観点から、論点1の「一括名表示」とセットで整合性のある議論が必要と考えます。

論点1と同様、食品関連事業者の実行可能性の観点から考えると、今後数年で食品表示のルールがさらに変更となる予定であり、経過措置期間のバラバラな中、更に添加物表示のルールを変更することは負担が大きいと考えます。

論点1同様、現行制度ルールそのもの、及び現行制度となった経緯・理由について、行政から消費者への丁寧な説明・周知を希望します。

以上

提出資料20191024-5

論点 1、2 に関する意見について

(一社) 全国スーパーマーケット協会賛助会員

分類：食品流通業M 株式会社

文責：本社品質管理部（上級食品表示管理士）

添加物表示の改正に伴う事業者としての意見

1. 論点 1 一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方

食品添加物（以下、添加物）の一括名表示は、通常複数の添加物が組み合わせて使用され、個々の成分を表示する必要性の少ない（表記名の範囲として）とされた14種の表記名、添加物の簡略名・類別名表示はいずれも限られた表示面積内で消費者に誤認のおそれがないものとして認められた代替表記名、と認識しております。

これら一括名表示及び簡略名・類別名表示の主旨から、食品の容器包装に付される別紙様式における情報量のバランスや見やすさ、消費者にとっての分かりやすさを考慮した表示方法として広く事業者には活用されているものと思料致します。

今後、日本人の少子高齢化や女性の社会進出により食料の消費動向の変化のひとつとして、内容量の少量化が挙げられております。小型化する限られた容器包装サイズの中で、如何に消費者にとって必要とされる情報（優先されるべき衛生事項）を正しく、消費者にとって親切な且つ読める文字の大きさを表示することが求められる中、添加物の「一括名表示、簡略名・類別名表示」は、事業者が正確な食品表示を作成する責務を果たす上で現状においては重要な役割を十分に果たしており、現状急ぎ改善が求められる制度では無いものと考えます。

2. 論点 2 用途名表示の在り方

用途名表示は、消費者が商品選択の際に知りたいと希望される添加物の使用目的を、物質名とともに用途名として併記することと定められており、その主旨からわかりやすい8つの用語で整理された表示方法と認識しております。また、この添加物の用途名+物質名表記は事業者にとって製品における添加物の使用目的の正しい認識に資する表示制度と思料致します。

仮に用途名表示から物質名のみ表示と変更になった場合、物質名のみから添加物の使用目的や性質等は消費者にとっては端的に把握されやすいとは言い難く、表示内容から受ける情報は却って製品に対する不安又は不信を招くおそれがあると考えられます。また商品の選択の判断材料になり得ない等、添加物表示に関し事業者に対する消費者からのお問い

合わせ増に直結すると憂慮致します。

食品表示の目的のひとつに、消費者にとってのわかりやすさは重要なポイントとされ横断的な表示ルールが策定されていますが、添加物の用途名表示はその目的に適う優れた表示ルールと考えます。

3. まとめ

令和2年3月末には食品表示法・食品表示基準に規定された措置期間が終了致しますが、中間流通業者として多くの食品製造事業者に接する中、表示基準の変更都度、対応に苦慮されている状況も見受けられます。正確な食品表示を記載し、消費者にとって必要な情報を的確に伝達することは、表示責任者にとっての責務ですが、消費者にとって分かりやすい表示の前提条件として、正しい表示が作成し易いルールであることもご配慮頂ければ幸甚です。現状、措置期間終了後も新たな原料原産地表示等基準改定が制定されておりますが、短期間に於ける基準の変更は表示の正確性確保の観点から誤表示リスクが高くなる可能性を懸念せざるを得ないものと思料致します。

弊社が表示責任者として販売しています商品はフリーダイヤルを記載し、専任者が消費者の各種お問い合わせに対応しておりますが、添加物（論点1、論点2）に関するご質問等は無いのが実情であり、稀に頂いた場合でも電話等対応によりご理解頂けているのが現状です。

以上

提出資料 20191024-6

論点 1、2 に関する意見について

(一社) 全国スーパーマーケット協会賛助会員

分類：食品製造業

まとめ：品質管理業務(上級食品表示管理士)

添加物表示の改正に伴う事業者としての意見

【論点 1】今後の一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方について

現行の基準に従って表示作成のシステム化をしており原則従来の表示形式を大きく変更しないことが望ましいです。

ただし、消費者の選択する権利として物質名を表示することに対し、次の方法もあります。

(表示案)

複数の添加物を含む一括名においては一括名の後に括弧書きを付して重量順位上位 1 位の添加物に「等」を表示する。例：増粘剤(キサンタン等) 調味料(グルタミン酸 Na 等)
この表記方法によると、従来の「増粘多糖類」や「調味料(アミノ酸等)」より物質名の情報が開示されたものになります。一括名の全ての物質名を表示することは容器包装の表示可能面積から物理的に困難だからです。

【論点 2】用途名表示の在り方について、事業者としての見解と要望

現行の基準に従って表示作成のシステム化をしており原則従来の表示形式を大きく変更しないことが望ましいです。

ただし、消費者の選択する権利として 8 用途に限らず、用途名をコーデックスや EU, USA を包含して現行の一括名にもない製造用剤の具体的な用途名を新たに創設することで、当該添加物の用途がわかりやすくなり、消費者の選択に資すると考えます。例えば「消泡剤」「品質保持剤」「形状保持剤」「増量剤」「固化剤」「発泡剤」「保水剤」等が考えられます。

【補足】

(1) 商品の限られた容器包装の面積から、物質名や用途名が多く記載することになると記載できないことが懸念されます。そこで、最終製品に占める割合が 1% 未満の添

加物においては用途名や新たな用途を表示すれば物質名は省略可とするといった、是正処置を取り入れれば、限られたスペースの中で選択に資する添加物の情報が提供できると考えます。

- (2) 現行の用途名にある「人工甘味料」や「合成甘味料」等の人工、合成を冠したこれらの用途名については、天然や合成が安全の差に連想するようなあいまいな区別を今回整理し、削除した方がよいと思います。更に、既存添加物も廃止し、指定添加物の別表第 1 のリストに安全試験を経て一本化する価値はあると思います。法的な義務表示は指定添加物のみで運用することで、安全を担保できると考えるからです。
- (3) 現行は添加物は重量順に表示しなければいけません、0 . 1 %未満の微量の添加物において、重量順に表示することを義務とすることに意味があまりないように思われます。例えば化粧品等の表示を参考に、微量の添加物は順番を義務とせずに最後にまとめて表示することで、事業者の過度の負担を軽減してほしいと思います。化粧品においては 1 %以下の成分と着色料の順不同は可とされています。

以上